

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年10月14日 13時10分ごろ
発生場所	石川県 <small>あなみず</small> 穴水町 <small>いわくま</small> 岩車漁港南方沖 穴水灯台から真方位120° 1.8海里付近 (概位 北緯37° 12.4′ 東経136° 57.1′)
事故の概要	調査指導船くろゆり丸は、南東進中、また、漁船 <small>いわぎし</small> 岩岸丸は、錨泊中、両船が衝突した。 くろゆり丸は、左舷船首部に擦過傷を生じ、また、岩岸丸は、右舷船首部等に割損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月15日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 調査指導船 くろゆり丸、3.5トン 244-22787石川、石川県 B 漁船 岩岸丸、0.5トン IK3-21005（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷船首部及び左舷船首部ガンを割損を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、約17ノットの対地速力で航行中、船首浮上により船首方に死角を生じていたものの、船長Aが、進行方向に他船が見えなかったため、船首方には他船はいないものと思って航行を続けた。 B船は、釣りをして錨泊中、船長Bが、右舷方約1,000mに接近するA船を認め、A船が錨泊中のB船を避けると見ていたが、更に接近してきたので大声で注意を喚起したものの、避航する様子がなかったため、海に飛び込んだ。
分析	A船は、船長Aが、船首方には他船がいらないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、接近するA船を認め、大声で注意を喚起したものと考えられる。
原因	本事故は、A船の船長Aが、船首方の死角を補う見張りを適切に行

	っていなかったため、A船が錨泊中のB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船首浮上により死角を生じる船舶は、船首を振るなどして、見張りを適切に行うこと。